

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年12月25日
【届出者の氏名又は名称】	キューピー株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都渋谷区渋谷一丁目4番13号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【最寄りの連絡場所】	東京都調布市仙川町二丁目5番地7
【電話番号】	(03)5384-7780
【事務連絡者氏名】	取締役経営推進本部長 井上 伸雄
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	キューピー株式会社 (東京都渋谷区渋谷一丁目4番13号)(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、キューピー株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、アヲハタ株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。

(注9) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

アラハタ株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本書提出日現在、対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）1,088,036株（対象者が平成25年12月10日に公表した平成25年10月期 決算短信〔日本基準〕（連結）に記載された平成25年10月31日現在の発行済株式総数である6,900,000株から、当該平成25年10月期 決算短信〔日本基準〕（連結）に記載された平成25年10月31日現在の自己株式13,024株を控除した株式数6,886,976株に対する割合（以下「所有割合」といいます。）15.80%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。））を所有し、当社の子会社である株式会社キューソー流通システムを通じて間接保有する対象者株式（25,000株。所有割合0.36%）を合算すると1,113,036株（所有割合16.16%）を所有し、対象者を持分法適用関連会社としておりますが、今般、対象者株式の取得を目的とした本公開買付けを実施することを決議いたしました。

本書提出日現在、対象者株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部に上場しておりますが、本公開買付けによる対象者株式の買付け等に加えて、本公開買付け成立後に効力発生する、当社が営むジャム・ホイップ・スプレッド等のパン周り商品の販売事業（以下「分割対象事業」といいます。）を対象者に承継させる会社分割（以下「本会社分割」といいます。）に伴い当社が対象者株式の交付を受けることによって、対象者を連結子会社化することを目的とするものであることから、買付予定数の下限を1,355,600株（所有割合19.68%。なお、本公開買付けにより当該1,355,600株の買付け等を行った後に当社が直接所有することになる対象者株式は2,443,636株（所有割合35.48%）です。）としており、本公開買付けに応じて売り付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（1,355,600株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

また、当社は、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限を1,597,800株（所有割合23.20%。なお、本公開買付けにより当該1,597,800株の買付け等を行った後に当社が直接所有することになる対象者株式は2,685,836株（所有割合39.00%）です。）として設定しております。なお、応募株券等の総数が買付予定数の上限（1,597,800株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

当社は、本公開買付けにあたり、対象者株式1,354,262株（所有割合19.66%）を保有する対象者の筆頭株主である株式会社中島董商店（以下「中島董商店」といいます。）、対象者株式800,000株（所有割合11.62%）を保有する対象者の第三位株主である株式会社ユー商会（以下「ユー商会」といいます。）、対象者の第八位株主であり、対象者株式65,942株（所有割合0.96%）を保有する中島周氏、対象者の第十位株主であり、対象者株式64,000株（所有割合0.93%）を保有する中島千鶴氏及び対象者の第九位株主であり、対象者株式64,600株（所有割合0.94%）を保有する中島千晶氏（以下、中島董商店、ユー商会、中島周氏、中島千鶴氏及び中島千晶氏を総称して「本応募予定株主」といいます。）との間で平成25年12月24日付で公開買付けの実施及び応募に関する契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、それぞれが保有する株式のうち、合計1,360,000株（中島董商店640,000株、ユー商会600,000株、中島周氏40,000株、中島千鶴氏40,000株、中島千晶氏40,000株）（合計の所有割合19.75%）を本公開買付けに応募する旨の合意をしております（本応募契約の概要については、後記「(5) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。）。なお、中島董商店は、対象者の創業期以来の大株主かつ現在の筆頭株主であると同時に、当社の現在の筆頭株主であり、食品・酒類の輸入販売等を行う会社です。中島周氏は、中島董商店の株主かつ取締役社長であると同時に、対象者の取締役及び当社の常務取締役を務めており、ユー商会の株主です。中島千鶴氏は、中島董商店の株主であり、ユー商会の株主かつ取締役です。中島千晶氏は、中島董商店の株主かつ監査役であり、ユー商会の株主かつ取締役です。ユー商会は、中島周氏、中島千鶴氏及び中島千晶氏がその全株式を保有し、かつ、取締役を務めている会社であり、対象者の現在の第三位株主です。また、中島董商店、ユー商会、中島周氏、中島千鶴氏及び中島千晶氏によれば、本公開買付けに応募をしないその保有する対象者株式（中島董商店につき714,262株（所有割合10.37%）、ユー商会につき200,000株（所有割合2.90%）、中島周氏につき25,942株（所

有割合0.38%)、中島千鶴氏につき24,000株(所有割合0.35%)及び中島千晶氏につき24,600株(所有割合0.36%)については、継続して保有する予定であり、売却する予定は現時点ではないとのことです。

なお、対象者の平成25年12月24日付「キユーピー株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、本会社分割によって分割対象事業の移管を受け、対象者において生産・販売が一体となった事業体制を構築することにより、対象者における意思決定の迅速化や独自の販売体制の推進及び多様化する顧客ニーズや嗜好の変化を踏まえた迅速な商品開発が可能となり、更に、対象者が当社の連結子会社となることは、尽きることのない合理化推進などの経営ノウハウのより積極的な相互活用及び国内外での両社の販路融合やフルーツ加工における連携強化につながり、これまで以上に当社の経営資源を活用することによる経営基盤強化につながるとの結論に至ったことから、当社の提案は、対象者の今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであると判断し、平成25年12月24日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。また、対象者は、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーである山田FAS株式会社(以下「山田FAS」といいます。)から平成25年12月20日に提出された対象者株式価値評価報告書並びに当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである潮見坂綜合法律事務所から得た法的助言を慎重に検討した結果、当社から提案を受けた本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)及び本公開買付けのその他の諸条件は妥当であると判断しつつも、本公開買付け後も対象者株式の上場は維持される予定で、対象者の株主として本公開買付け後も対象者株式を所有することに十分な合理性が認められることに鑑み、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されるか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨の決議を行っているとのことです。但し、対象者取締役のうち、三宅峰三郎氏は当社代表取締役社長であり、中島周氏は当社常務取締役であることから、本公開買付けについて利益が相反するおそれがあるとして、対象者における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、両氏は当社との間で対象者取締役の立場として協議及び交渉をしておらず、また、上記の取締役会における審議及び決議には参加していないとのことです。また、対象者の社外監査役である石黒俊一郎氏は当社の社外監査役を兼務しているため、本公開買付けについて利益が相反するおそれがあるとして、上記の取締役会における議案の審議には参加していないとのことです。なお、上記の取締役会においては、三宅峰三郎氏及び中島周氏を除いた対象者の全ての取締役による全員一致で決議を行っており、また、石黒俊一郎氏を除いた対象者の全ての監査役が参加し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べたとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程及び本公開買付け実施後の経営方針

当社は、大正8年の当社創業以来、人が生きていくうえで欠かすことのできない「食」の分野を担う企業集団として、安全・安心を全ての基本に、おいしく健康な食生活に貢献し続けることを使命として事業を展開してきました。「キユーピーグループは『おいしさ・やさしさ・ユニークさ』をもって、食生活に貢献いたします。」を経営理念に、現在では、マヨネーズ及びドレッシングを扱う「調味料事業」を中心に、「タマゴ事業」、「サラダ・惣菜事業」、「加工食品事業」、「ファインケミカル事業」、「物流システム事業」の6事業分野を展開しており、分割対象事業を含む加工食品事業においては、国内トップシェアを誇るジャムを始め、パスタソースなどの加工食品や育児食・医療食・介護食のヘルスケア商品を含め、全ての世代のお客様に「おいしさ」と「感動」をお届けする事業として展開しております。

また、当社は、平成25年度からの3年間を対象とする中期経営計画を策定(平成25年1月公表)し、グループ全体で挑戦する風土を醸成し、「国内での持続的成長」と「海外での飛躍的成長」を遂げるべく、「ユニークさの発揮と創造」を軸にした4つの経営方針(経営基盤の強化、国内でのイノベーション、海外への本格展開、将来への布石)にグループが連携して取り組み、企業価値の一層の向上に努めております。特に、加工食品事業においては、生産体制の最適化やカテゴリーの精鋭化による収益基盤の再構築を行い、各カテゴリーの選択と集中によって商品開発や販路開拓を強化することで、早期の利益改善の実現に向けて取り組んでおります。

一方、対象者は、みかんの缶詰加工とオレンジママレードなどのジャム類の製造を目的として、昭和7年に創業しました。それ以来、対象者は、「缶詰技術を応用し、素材の新鮮さ、風味を生かした安全、安心な食品づくり」を使命とし、「最高の品質(美味しさ、健康)とお買い求めやすい価格」の追求に取り組んでまいりました。また、対象者は、平成25年度から3ヶ年中期経営計画に基づく年度方針として、「人材育成」、「国内事業の持続的成長」、「海外事業の着実な展開」、「品質視点経営」をテーマに掲げ、収益性及び経営効率の向上をめざした事業展開を進めております。

これまで両社は、当社が「アヲハタ」等の商標を付した商品の生産を対象者に委託し、対象者から商品を直接買い受け、特約店等の第三者へ販売することで、対象者が生産機能、当社が販売機能を担う体制を構築し、それぞれが各機能を高めることで売上及び利益の増大をめざしてまいりました。また、当社は、対象者から第三者割当ての方式による株式発行の割当てを受け、その後一部対象者株式を売却する等して、対象者株式が平成10年に広島証券取引所に上場(現在は東京証券取引所市場第二部に上場)される前の平成8年より現在の直接保有分の株式数を保有しています。その結

果、対象者の株式の16.16%（間接保有分を含んだ現時点での所有割合です。）を保有し、対象者を持分法適用関連会社とすることによって、対象者の独立性を維持しつつ、上記事業における連携を図ってまいりました。

しかしながら、当社の加工食品事業及び対象者が属する業界においては、食品消費の節約志向、低価格志向が継続しており、また、顧客ニーズの多様化や嗜好の変化により、厳しい市場環境が続いております。加えて、円安及び原資材やエネルギー価格の高止まり等により、コスト上昇にも予断を許さない状況が続いております。

このような状況の中で、当社及び対象者は、平成25年8月頃より、両社の連携を深め、事業シナジーを創出し、企業価値のより一層の向上を図るために協議を進めてまいりました。

その結果、加工食品事業の「パン周り」、「パスタ周り」、「米周り」の3つのドメインの中で、対象者にて主に生産し、当社にて販売機能を担っているパン周りカテゴリーについて、分割対象事業を本会社分割によって対象者へ移管し、対象者において生産・販売が一体となった事業体制を構築することが、対象者における意思決定の迅速化や独自の販売体制の推進及び多様化する顧客ニーズや嗜好の変化を踏まえた迅速な商品開発を可能とし、ひいては当社の加工食品事業全体の市場競争力の向上につながるとの判断に至りました。更に、当社は、本公開買付けによる対象者株式の取得に加え、本会社分割により対象者株式を追加取得し、対象者を連結子会社化することが、尽きることのない合理化推進などの経営ノウハウのより積極的な相互活用及び国内外での両社の販路融合やフルーツ加工における技術の連携強化につながり、当社としては加工食品事業の強化及び収益性改善、対象者としてはこれまで以上に当社の経営資源を活用することによる経営基盤強化につながることで、両社の今後のさらなる成長・発展と企業価値向上に資するとの考えで一貫いたしました。

一般の分割対象事業の対象者への移管及び対象者の連結子会社化は、当社の中期経営計画において加工食品事業のテーマである「事業の再構築を完遂させる」施策の一環であり、これによって消費者の皆様へ「おいしさ」と「感動」をお届けできる体制が強化できるなど、中期経営計画で掲げる「国内での持続的成長」を実現する上で、大きな意義があるものと捉えています。なお、具体的なシナジーとしては以下のメリットも期待されます。

ジャム類の生販一体化を推進することで、お客様のニーズを素早く商品化に結び付けます。

生販一体化することで、市場のニーズをいち早く商品開発につなぐことが可能となります。そしてジャムの市場からジャムを含めたより広い意味でのフルーツ加工品という市場へ領域の幅を拡大させ、新たな価値創出を行ってまいります。例えばフルーツソースやジュレ、そしてフルーツデザートなどの商品開発などを加速すると共に、専任の営業担当者による専門性や提案力を強化させていきます。

両社のもつ販売ルートを活用し、両社の価値を最大限に高めます。

当社は、レストランを始めとする外食市場に向けた調味料や加工食品の販売や、ベーカリーや菓子メーカー向けのタマゴ加工原料などの販売、またコンビニエンスストアや惣菜などの中食市場に向けた販売など、国内でのバランスの良い、幅広い販路に強みがあります。一方、対象者は、ヨーグルトなど乳製品に利用するフルーツ原料の製造業者向け販売に独自のルートを築いています。これらの販路をグループ全体でさらに活用していくことで、フルーツ加工品の販路拡大にもつながり、従って、国内成長していく余地は、まだまだ大きいものと考えています。

ジャムを含めたフルーツ加工品の東アジアでの展開も加速させていきます。

対象者は、中国にジャム製造会社を設立し稼働していますが、現在成長を続けるベーカリー、パン市場に対応するために、中国やASEANで定着しつつある当社の海外事業ノウハウや、そのインフラを活用することで、対象者の海外展開を加速することができると考えています。

以上のような理由から、当社は、平成25年12月24日開催の取締役会にて、本公開買付けの成立を条件に分割対象事業を対象者に承継させる内容の本会社分割を実施することと共に、本公開買付けを実施することを決議いたしました。なお、本会社分割については、当社及び対象者による平成25年12月24日付「キューピー株式会社の一部商品販売事業をアヲハタ株式会社へ承継するための会社分割（簡易吸収分割）契約締結に関するお知らせ」及び後記「第5 対象者の状況」の「5 その他」をご参照ください。

本公開買付けの実施に加え、本会社分割の対価として当社が対象者株式1,192,000株（所有割合17.31%）の割当てを受けることを予定しているため、本会社分割の効力発生（平成26年12月1日予定）により、対象者は実質支配力基準により当社の連結子会社となる予定です。なお、本会社分割の上記割当株式数の決定に際し、当社は大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）に、対象者は山田FASに、それぞれ割当株式数の算定を依頼しました。大和証券及び山田FASは、当該算定にあたり、対象者については本公開買付けにおける算定手法と同様の手法である市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いています。当該算定の詳細については、当社及び対象者による平成25年12月24日付「キューピー株式会社の一部商品販売事業をアヲハタ株式会社へ承継するための会社分割（簡易吸収分割）契約締結に関するお知らせ」をご参照ください。

なお、当社は、現状、本公開買付け実施後も、対象者の継続的な成長を実現するために現在の経営陣及び従業員の皆様には、引き続き事業経営の中核として事業の発展に尽力していただきたいと考えております。また、現時点では、役員構成等のガバナンス体制の変更等は考えておりません。

(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本書提出日現在において、対象者は当社の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しませんが、当社及び対象者は、当社が対象者株式1,088,036株（所有割合15.80%）を直接保有して対象者を持分法適用関連会社としており、対象者に対して社外取締役2名（三宅峰三郎氏及び中島周氏）及び社外監査役1名（石黒俊一郎氏）を派遣しているという状況を考慮し、本公開買付けの公正性を担保する観点から、以下のような措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付け価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。大和証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価法及びD C F法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は、大和証券から平成25年12月20日に対象者の株式価値に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得いたしました。なお、本株式価値算定書は、本公開買付け価格の公正性について意見を表明するものではありません。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は、以下のとおりです。

市場株価法：1,470円～1,583円

D C F法：1,030円～1,629円

市場株価法では、平成25年12月20日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第二部における基準日終値1,470円、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,500円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。）、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,583円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値1,540円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、1,470円から1,583円までと分析しております。

D C F法では、対象者の平成26年10月期以降の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、1,030円から1,629円までと分析しております。なお、D C F法による分析に用いた対象者の業績見込において大幅な増益が見込まれている事業年度が含まれております。これは平成25年10月期においては、原材料価格の上昇や収益力の減少等に伴い、減益となった一方、平成26年10月期以降においては、技術革新による商品の付加価値化の推進、果実原料の収量向上や生産体制の最適化、加工コストや販売管理コストの低減等による増益が見込まれるためです。

当社は、大和証券から取得した本株式価値算定書の算定結果を参考として、当社において実施した対象者に対する買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向及び本公開買付けの応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者等との協議、交渉結果等も踏まえ、平成25年12月24日開催の取締役会において、本公開買付け価格を1株当たり1,510円と決定いたしました。

なお、本公開買付け価格である1株当たり1,510円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年12月20日の対象者株式の東京証券取引所市場第二部における終値1,470円に対して2.7%（小数点以下第二位を四捨五入。以下、プレミアム及びディスカウントの計算において同様に計算しております。）のプレミアムを加えた金額、平成25年12月20日までの直近1ヶ月の終値単純平均値1,500円に対して0.7%のプレミアムを加えた金額、平成25年12月20日までの直近3ヶ月の終値単純平均値1,583円に対して4.6%のディスカウントをした金額及び平成25年12月20日までの直近6ヶ月の終値単純平均値1,540円に対して1.9%のディスカウントをした金額となります。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値評価報告書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付け価格の適正性を判断するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである山田F A Sに対し、対象者の株式価値評価分析を依頼したとのことです（なお、山田F A Sは、当社及び対象者の関連当事者に該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しないとのことです。）。

山田F A Sは、対象者株式の株式価値評価分析にあたり、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価法及びD C F法の各手法を採用し、対象者の株式価値を分析しており、対象者は、山田F A Sから平成25年12月20日に株式

価値評価報告書を取得したとのことです。なお、この株式価値評価報告書は、本公開買付価格の公正性について意見を表明するものでないとのことです。

上記各手法において分析された対象者の株式1株当たりの価値の範囲は、それぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法：1,470円から1,583円

D C F 法：1,200円から1,556円

市場株価法では、平成25年12月20日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第二部における基準日終値1,470円、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,500円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。）、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,583円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値1,540円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、1,470円から1,583円までと分析しているとのことです。

D C F 法では、対象者の平成26年10月期以降の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報、事業環境等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の株式1株当たりの価値の範囲を1,200円から1,556円までと分析しているとのことです。なお、D C F 法による分析に用いた対象者の業績見込において大幅な増益が見込まれている事業年度が含まれているとのことです。これは平成25年10月期においては、原材料価格の上昇や収益力の減少等に伴い、減益となった一方、平成26年10月期以降においては、技術革新による商品の付加価値化の推進、果実原料の収量向上や生産体制の最適化、加工コストや販売管理コストの低減等による増益が見込まれるためとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、意思決定の方法・過程における公正性・適正性を確保するため、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである潮見坂綜合法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法・過程について、法的助言を受けているとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本会社分割によって分割対象事業の移管を受け、対象者において生産・販売が一体となった事業体制を構築することにより、対象者における意思決定の迅速化や独自の販売体制の推進及び多様化する顧客ニーズや嗜好の変化を踏まえた迅速な商品開発が可能となり、更に、対象者が当社の連結子会社となることは、尽きることのない合理化推進などの経営ノウハウのより積極的な相互活用及び国内外での両社の販路融合やフルーツ加工における連携強化につながり、これまで以上に当社の経営資源を活用することによる経営基盤強化につながるとの結論に至ったことから、当社の提案は、対象者の今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであると判断し、平成25年12月24日開催の対象者取締役会で、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。また、対象者は、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーである山田FASから平成25年12月20日に提出された対象者株式価値評価報告書並びに当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである潮見坂綜合法律事務所から得た法的助言を慎重に検討した結果、当社から提案を受けた本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件は妥当であると判断しつつも、本公開買付け後も対象者株式の上場は維持される予定で、対象者の株主として本公開買付け後も対象者株式を所有することに十分な合理性が認められることに鑑み、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されるか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨の決議が行われたとのことです。但し、対象者取締役のうち三宅峰三郎氏は当社代表取締役社長であり、中島周氏は当社常務取締役であることから、本公開買付けについて利益が相反するおそれがあるとして、対象者における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、両氏は当社との間で対象者取締役の立場として協議及び交渉をしておらず、また、上記の取締役会における審議及び決議には参加していないとのことです。また、対象者の社外監査役である石黒俊一郎氏は当社の社外監査役を兼務しているため、本公開買付けについて利益が相反するおそれがあるとして、上記の取締役会における議案の審議には参加していないとのことです。なお、上記の取締役会においては、三宅峰三郎氏及び中島周氏を除いた対象者の全ての取締役による全員一致で決議を行っており、また、石黒俊一郎氏を除いた対象者の全ての監査役が参加し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べたとのことです。

(4) 上場維持される見込みがある旨及びその事由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第二部に上場しております。本公開買付けにおいては、1,597,800株（所有割合23.20%）を買付予定数の上限として設定しており、本公開買付け後、当社が直接所有する対象者株式の数は、最大で2,685,836株（所有割合39.00%）であり、対象者株式の上場は維持される見込みです。また、本会社分割の対価として当社に交付されることが予定されている対象者株式は1,192,000株（所有割合17.31%）ですので、当該対象者株式を取得した後に当社が直接所有する対象者株式の数は、最大で3,877,836株（所有割合（但し、その計算において、分母は平成25年10月31日現在の発行済株式総数である6,900,000株から、同日現在の自己株式13,024株を控除した株式数（6,886,976株）に本会社分割の対価として当社に交付されることが予定されている1,192,000株を加算した株数である8,078,976株を用いています。）48.00%）であり、本会社分割により対象者が分割対象事業を承継した後も、対象者株式の上場は維持される見込みです。

(5) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は、本公開買付けにあたり、対象者株式1,354,262株（所有割合19.66%）を保有する対象者の筆頭株主である中島董商店、対象者株式800,000株（所有割合11.62%）を保有する対象者の第三位株主であるユー商会、対象者の第八位株主であり、対象者株式65,942株（所有割合0.96%）を保有する中島周氏、対象者の第十位株主であり、対象者株式64,000株（所有割合0.93%）を保有する中島千鶴氏及び対象者の第九位株主であり、対象者株式64,600株（所有割合0.94%）を保有する中島千晶氏との間で平成25年12月24日付で本応募契約を締結し、それぞれが保有する株式のうち、合計1,360,000株（中島董商店640,000株、ユー商会600,000株、中島周氏40,000株、中島千鶴氏40,000株、中島千晶氏40,000株）（合計の所有割合19.75%）を本公開買付けに応募する旨の合意をしております。本応募契約において、本応募予定株主との間で、応募についての特筆すべき前提条件は存在しません。また、中島董商店、ユー商会、中島周氏、中島千鶴氏及び中島千晶氏によれば、本公開買付けに応募をしないその保有する対象者株式（中島董商店につき714,262株（所有割合10.37%）、ユー商会につき200,000株（所有割合2.90%）、中島周氏につき25,942株（所有割合0.38%）、中島千鶴氏につき24,000株（所有割合0.35%）及び中島千晶氏につき24,600株（所有割合0.36%））については、継続して保有する予定であり、売却する予定は現時点ではないとのことです。

(6) 本公開買付け後の対象者株式の取得予定

当社は、本公開買付けの実施による対象者株式の取得に加え、本会社分割の対価として対象者株式の割当てを受け、本会社分割の効力発生（平成26年12月1日予定）後に、対象者を当社の連結子会社とすることを目的として本公開買付けを実施するものですが、本公開買付け終了後、本会社分割による対象者株式の取得以外に、現時点で、追加で対象者株式を取得する予定はありません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成25年12月25日（水曜日）から平成26年1月29日（水曜日）まで（20営業日）（注）
公告日	平成25年12月25日（水曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載しております。 電子公告アドレス (http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

(注) 令第8条第1項及び行政機関の休日に関する法律第1条第1項第3号に基づき平成25年12月30日は、行政機関の休日となるため、公開買付期間に算入していませんが、後記「7 応募及び契約の解除の方法」に記載の方法に従った公開買付代理人による応募株主等からの応募の受け付けは、公開買付期間に算入されていない平成25年12月30日にも行われます。

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は平成26年2月13日（木曜日）まで（30営業日）となります。

【期間延長の確認連絡先】

連絡先 キューピー株式会社 経営推進本部 経営企画部
 M & A・A担当 担当次長 江南 智裕
 電話 (03) 5384 - 7782
 確認受付時間 月曜日から金曜日（祝日を除く）9：00～18：00

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき金1,510円
新株予約権証券	-
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券 ()	-
株券等預託証券 ()	-
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。大和証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は大和証券から平成25年12月20日に本株式価値算定書を取得いたしました。なお、本株式価値算定書は、本公開買付価格の公正性について意見を表明するものではありません。本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は、以下のとおりです。</p> <p>市場株価法：1,470円～1,583円 DCF法：1,030円～1,629円</p> <p>市場株価法では、平成25年12月20日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第二部における基準日終値1,470円、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,500円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。）、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,583円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値1,540円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、1,470円から1,583円までと分析しております。</p> <p>DCF法では、対象者の平成26年10月期以降の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、1,030円から1,629円までと分析しております。なお、DCF法による分析に用いた対象者の業績見込において大幅な増益が見込まれている事業年度が含まれております。これは平成25年10月期においては、原材料価格の上昇や収益力の減少等に伴い、減益となった一方、平成26年10月期以降においては、技術革新による商品の付加価値化の推進、果実原料の収量向上や生産体制の最適化、加工コストや販売管理コストの低減等による増益が見込まれるためです。</p> <p>当社は、大和証券から取得した本株式価値算定書の算定結果を参考として、当社において実施した対象者に対する買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向及び本公開買付けの応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者等との協議、交渉結果等も踏まえ、平成25年12月24日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり1,510円と決定いたしました。</p> <p>なお、本公開買付価格である1株当たり1,510円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年12月20日の対象者株式の東京証券取引所市場第二部における終値1,470円に対して2.7%（小数点以下第二位を四捨五入。以下、プレミアム及びディスカウントの計算において同様に計算しております。）のプレミアムを加えた金額、平成25年12月20日までの直近1ヶ月の終値単純平均値1,500円に対して0.7%のプレミアムを加えた金額、平成25年12月20日までの直近3ヶ月の終値単純平均値1,583円に対して4.6%のディスカウントをした金額及び平成25年12月20日までの直近6ヶ月の終値単純平均値1,540円に対して1.9%のディスカウントをした金額となります。</p>

<p>算定の経緯</p>	<p>当社及び対象者は、平成25年8月頃より、両社の連携を深め、事業シナジーを創出し、企業価値のより一層の向上を図るために協議を進め、当社は、平成25年12月24日開催の取締役会にて、本公開買付けの成立を条件に分割対象事業を対象者に承継させる内容の本公司分割を実施することと共に、本公開買付けを実施することを決議いたしました。本公開買付価格につきましては、以下の経緯により決定を致しました。</p> <p>・第三者算定機関からの株式価値算定書の取得</p> <p>当社は、公開買付者から独立した第三者である大和証券に対象者の株式価値の算定を依頼しました。公開買付者は、本公開買付価格を決定するための参考情報とすべく、平成25年12月20日に大和証券より本株式価値算定書を取得しております。本株式価値算定書によると、大和証券は、市場株価法及びDCF法を採用しており、その結果は以下のとおりです。なお、本株式価値算定書は、本公開買付価格の公正性について意見を表明するものではありません。</p> <p>市場株価法：1,470円～1,583円 DCF法：1,030円～1,629円</p> <p>・公開買付価格の決定経緯について</p> <p>当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、大和証券の算定結果を参考とし、算定結果である1,030円～1,629円の範囲内で検討を行いました。また、公開買付者は、対象者と本公開買付価格に関する協議を行い、当社において実施した対象者に対する買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向及び対象者の株主による本公開買付けへの応募の見通し等も総合的に勘案し、かつ、対象者等との協議、交渉結果等も踏まえ、平成25年12月24日の公開買付者取締役会において最終的に本公開買付価格を1株当たり1,510円と決定いたしました。</p> <p>（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置）</p> <p>・当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得</p> <p>当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。大和証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は、大和証券から平成25年12月20日に対象者の本株式価値算定書を取得いたしました。なお、本株式価値算定書は、本公開買付価格の公正性について意見を表明するものではありません。</p> <p>本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は、以下のとおりです。</p> <p>市場株価法：1,470円～1,583円 DCF法：1,030円～1,629円</p> <p>市場株価法では、平成25年12月20日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第二部における基準日終値1,470円、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,500円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。）、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,583円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値1,540円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、1,470円から1,583円までと分析しております。</p>
--------------	---

DCF法では、対象者の平成26年10月期以降の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、1,030円から1,629円までと分析しております。なお、DCF法による分析に用いた対象者の業績見込において大幅な増益が見込まれている事業年度が含まれております。これは平成25年10月期においては、原材料価格の上昇や収益力の減少等に伴い、減益となった一方、平成26年10月期以降においては、技術革新による商品の付加価値化の推進、果実原料の収量向上や生産体制の最適化、加工コストや販売管理コストの低減等による増益が見込まれるためです。

当社は、大和証券から取得した本株式価値算定書の算定結果を参考として、当社において実施した対象者に対する買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向及び本公開買付けの応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者等との協議、交渉結果等も踏まえ、平成25年12月24日開催の取締役会において、本公開買付け価格を1株当たり1,510円と決定いたしました。

なお、本公開買付け価格である1株当たり1,510円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年12月20日の対象者株式の東京証券取引所市場第二部における終値1,470円に対して2.7%（小数点以下第二位を四捨五入。以下、プレミアム及びディスカウントの計算において同様に計算しております。）のプレミアムを加えた金額、平成25年12月20日までの直近1ヶ月の終値単純平均値1,500円に対して0.7%のプレミアムを加えた金額、平成25年12月20日までの直近3ヶ月の終値単純平均値1,583円に対して4.6%のディスカウントをした金額及び平成25年12月20日までの直近6ヶ月の終値単純平均値1,540円に対して1.9%のディスカウントをした金額となります。

・対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値評価報告書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付け価格の適正性を判断するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである山田FASに対し、対象者の株式価値評価分析を依頼したとのことです（なお、山田FASは、当社及び対象者の関連当事者に該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しないとのことです。）。

山田FASは、対象者株式の株式価値評価分析にあたり、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価法及びDCF法の各手法を採用し、対象者の株式価値を分析しており、対象者は、山田FASから平成25年12月20日に株式価値評価報告書を取得したとのことです。なお、この株式価値評価報告書は、本公開買付け価格の公正性について意見を表明するものでないとのことです。

上記各手法において分析された対象者の株式1株当たりの価値の範囲は、それぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法：1,470円から1,583円

DCF法：1,200円から1,556円

市場株価法では、平成25年12月20日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第二部における基準日終値1,470円、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,500円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。）、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,583円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値1,540円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、1,470円から1,583円までと分析しているとのことです。

DCF法では、対象者の平成26年10月期以降の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報、事業環境等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の株式1株当たりの価値の範囲を1,220円から1,556円までと分析しているとのことです。なお、DCF法による分析に用いた対象者の業績見込において大幅な増益が見込まれている事業年度が含まれているとのことです。これは平成25年10月期においては、原材料価格の上昇や収益力の減少等に伴い、減益となった一方、平成26年10月期以降においては、技術革新による商品の付加価値化の推進、果実原料の収量向上や生産体制の最適化、加工コストや販売管理コストの低減等による増益が見込まれるためとのことです。

・対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、意思決定の方法・過程における公正性・適正性を確保するため、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである潮見坂綜合法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法・過程について、法的助言を受けているとのことです。

・対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本会社分割によって分割対象事業の移管を受け、対象者において生産・販売が一体となった事業体制を構築することにより、対象者における意思決定の迅速化や独自の販売体制の推進及び多様化する顧客ニーズや嗜好の変化を踏まえた迅速な商品開発が可能となり、更に、対象者が当社の連結子会社となることは、尽きることはない合理化推進などの経営ノウハウのより積極的な相互活用及び国内外での両社の販路融合やフルーツ加工における連携強化につながり、これまで以上に当社の経営資源を活用することによる経営基盤強化につながるとの結論に至ったことから、当社の提案は、対象者の今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであると判断し、平成25年12月24日開催の対象者取締役会で、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。また、対象者は、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーである山田FASから平成25年12月20日に提出された対象者株式価値評価報告書並びに当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである潮見坂綜合法律事務所から得た法的助言を慎重に検討した結果、当社から提案を受けた本公開買付け価格及び本公開買付けのその他の諸条件は妥当であると判断しつつも、本公開買付け後も対象者株式の上場は維持される予定で、対象者の株主として本公開買付け後も対象者株式を所有することに十分な合理性が認められることに鑑み、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されるか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨の決議が行われたとのことです。但し、対象者取締役のうち三宅峰三郎氏は当社代表取締役社長であり、中島周氏は当社常務取締役であることから、本公開買付けについて利益が相反するおそれがあるとして、対象者における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、両氏は当社との間で対象者取締役の立場として協議及び交渉をしておらず、また、上記の取締役会における審議及び決議には参加していないとのことです。また、対象者の社外監査役である石黒俊一郎氏は当社の社外監査役を兼務しているため、本公開買付けについて利益が相反するおそれがあるとして、上記の取締役会における議案の審議には参加していないとのことです。なお、上記の取締役会においては、三宅峰三郎氏及び中島周氏を除いた対象者の全ての取締役による全員一致で決議を行っており、また、石黒俊一郎氏を除いた対象者の全ての監査役が参加し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べたとのことです。

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
1,597,800 (株)	1,355,600 (株)	1,597,800 (株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(1,355,600株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(1,597,800株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。
- (注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)に従い株主より単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	15,978
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年12月25日現在)(個)(d)	10,880
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年12月25日現在)(個)(g)	15,261
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成25年4月30日現在)(個)(j)	68,748
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	23.20
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100)$ (%)	50.70

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数1,597,800株に係る議決権の数です。
- (注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年12月25日現在)(個)(g)」は、特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。))が所有する株券等は除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(j)」は、対象者が平成25年9月12日に提出した第65期第3四半期報告書に記載された平成25年4月30日現在の総株主等の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、その分母を、対象者が平成25年12月10日に公表した平成25年10月期 決算短信〔日本基準〕(連結)に記載された平成25年10月31日現在における発行済株式総数6,900,000株から、当該平成25年10月期 決算短信〔日本基準〕(連結)に記載された平成25年10月31日現在の自己株式13,024株を控除した合計6,886,976株に係る議決権の数68,869個として計算しております。
- (注4) 特別関係者の所有する株券等も本公開買付けの対象となり、特別関係者のうち中島董商店はその保有する1,354,262株のうち640,000株を、中島周氏はその保有する65,942株のうち40,000株を、中島千晶氏はその保有する64,000株のうち40,000株を本公開買付けに応募する旨の合意をしておりますので、「買付け等を行った後にお

ける株券等所有割合」の計算においては、その分子に、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(g)」のうち当該720,000株(議決権数は7,200個)を加算しておりません。

(注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

6【株券等の取得に関する許可等】

(1)【株券等の種類】

普通株式

(2)【根拠法令】

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる株式取得(以下「本件株式取得」といいます。)に関する計画届出書をあらかじめ届け出なければならず(以下当該届出を「事前届出」といいます。)、同条第8項により事前届出受理の日から原則として30日を経過するまでは対象者の株式を取得することができません(以下株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。)

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます(同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。)。上記の事前届出が行われた場合で公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません(同法第49条第5項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。)、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間(上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。)内に行うこととされています(同法第10条第9項)。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知(以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。)をするものとされており(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則(昭和28年公正取引委員会規則第1号)第9条)。

公開買付者は、本件株式取得に関して、平成25年11月22日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日受理され、公開買付者は、公正取引委員会より平成25年12月13日付で排除措置命令を行わない旨の通知を受領したため、平成25年12月13日をもって措置期間は終了しております。また、公開買付者は、本件株式取得について、30日間の取得禁止期間を21日に短縮する旨の平成25年12月13日付の禁止期間の短縮の通知書を受領したため、平成25年12月13日の経過をもって、取得禁止期間は終了しております。

(3)【許可等の日付及び番号】

許可等の日付 平成25年12月13日(排除措置命令を行わない旨の通知及び禁止期間の短縮の通知を受けたことによる)

許可等の番号 公経企第593号(排除措置命令を行わない旨の通知書の番号)
公経企第594号(禁止期間の短縮の通知書の番号)

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は全国各支店（以下、公開買付代理人にて既に口座をお持ちの場合には、お取引支店といたします。）において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の16時までに応募して下さい。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。

応募株主等は、株券等の応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、応募株主口座開設の際のお届出印をご用意下さい。また、応募の際に本人確認書類が必要となる場合があります。（注1）（注2）

外国の居住者である株主等（法人の株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募して下さい（常任代理人より、外国人株主等の委任状又は契約書の原本証明付きの「写し」をいただきます。）。なお、米国内からの応募等につきましては、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(8) その他」をご参照ください。

個人の株主等の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費との差額は、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注3）

応募の受付に際しては、応募株主等に対して「公開買付応募申込受付票」を交付します。

本公開買付けに係る株券等の応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている場合（対象者の株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主等口座への振替手続を完了している必要があります。

対象者の株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている株券等を応募する場合の具体的な振替手続（応募株主口座への振替手続）については、公開買付代理人にご相談いただくか、口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお問い合わせください。（注4）

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が日本国内の常任代理人を通じて応募される場合、次の本人確認書類が必要になります（法人の場合は、法人本人の本人確認書類に加え、「現に取引に当たる担当者（取引担当者）」についての本人確認書類及び取引担当者が当該法人のために取引の任にあっていることの確認が必要になります。）。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ね下さい。

個人 ・ ・ ・ 印鑑登録証明書、健康保険証、運転免許証、パスポート等（氏名、住所及び生年月日の記載のあるもの）

法人 ・ ・ ・ 登記簿謄本、官公庁から発行された書類等（名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業内容の記載のあるもの）

外国人株主等・・・外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等（自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるものに、法人の場合は、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業内容の記載のあるものに限ります。）

法人の場合、当該法人の事業内容の確認が必要であるため、本人確認書類に事業内容の記載がない場合には、別途事業内容の確認できる書類（居住者の本人確認書類に準じた書類又は日本国若しくは外国の法令により当該法人が作成することとされている書類で、当該法人の事業の内容の記載のあるもの）の提出が必要となります。

（注２）取引関係書類の郵送について

本人確認を行ったことをご知らせするために、当該本人確認書類に記載された住所又は所在地に取引関係書類を郵送させていただきます。

（注３）株式等の譲渡所得等に対する申告分離課税について（個人株主等の場合）

個人の株主等の方につきましては、株式等の譲渡には、申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（注４）上記に記載のとおり、応募に際しては、特別口座で記録されている株券等は、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続をお取りいただく必要があります。

（２）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時まで、後記「11. その他買付け等の条件及び方法」の「(4) 応募株主等の契約の解除権についての事項」に従って、応募受付をした公開買付代理人の本店若しくは全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までには到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者：

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
（その他の大和証券株式会社全国各支店）

（３）【株券等の返還方法】

上記「7. 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により、応募株主等が公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに後記「10. 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

（４）【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	2,412,678,000
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(b)	45,000,000
その他(c)	2,500,000
合計(a) + (b) + (c)	2,460,178,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(1,597,800株)に、1株当たりの買付価格(1,510円)を乗じた金額を記載しています。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれていません。

(2)【買付け等に要する資金に充当する預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
当座預金	6,686,070
計(a)	6,686,070

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計				-

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計			-

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計(b)				-

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計(c)			-

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
-	-
計(d)	-

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

6,686,070千円((a)+(b)+(c)+(d))

(3)【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(2)【決済の開始日】

平成26年2月5日(水曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は平成26年2月20日(木曜日)となります。

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合には、その常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります)、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人に開設した応募株主口座の状態に戻すことにより返還します。

1.1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の上限（1,597,800株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（100株）未満の数がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は、各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たないときは、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付け等を行います。但し、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えるときは、買付予定数の上限を下回らない数になるまで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）を減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主を決定します。

他方、買付予定数の下限は1,355,600株と設定しておりますので、応募株券等の総数が買付予定数の下限（1,355,600株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌについては、同号イからリまでに掲げる事実為準ずる事実として、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時までに応募受付をした公開買付代理人の本店若しくは全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いに応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は速やかに前記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、法第27条の6及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除き、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。

買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。

他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成 年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
計					-

(2)【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第100期（自 平成23年12月1日 至 平成24年11月30日） 平成25年2月27日関東財務局長に提出

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第101期第3四半期（自 平成25年6月1日 至 平成25年8月31日） 平成25年10月15日関東財務局長に提出

ハ【訂正報告書】

該当事項はありません。

【上記書類を縦覧に供している場所】

キューピー株式会社

（東京都渋谷区渋谷一丁目4番13号）（同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「東京都調布市仙川町二丁目5番地7」で行っております。）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成25年12月25日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	26,230(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	26,230	-	-
所有株券等の合計数	26,230	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数89個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年12月25日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成25年12月25日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	10,880(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	10,880	-	-
所有株券等の合計数	10,880	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(平成25年12月25日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	15,350 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	15,350	-	-
所有株券等の合計数	15,350	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数89個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成25年12月25日現在）（個）(g)」に含めておりません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(平成25年12月25日現在)

氏名又は名称	株式会社中島董商店
住所又は所在地	東京都渋谷区渋谷一丁目4番13号（同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記「連絡先」の連絡場所で行っております。）
職業又は事業の内容	各種加工食品の販売
連絡先	連絡者 キューピー株式会社 経営推進本部 経営企画部 連絡場所 東京都調布市仙川町二丁目5番地7 電話番号 03-5384-7782
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

氏名又は名称	株式会社キューソー流通システム
住所又は所在地	東京都調布市小島町一丁目32番2
職業又は事業の内容	倉庫業、各種瓶缶詰類その他一般物品の包装、荷作り並びに配送等の引受業務等
連絡先	連絡者 キューピー株式会社 経営推進本部 経営企画部 連絡場所 東京都調布市仙川町二丁目5番地7 電話番号 03-5384-7782
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

氏名又は名称	中島 周
住所又は所在地	東京都調布市仙川町二丁目5番地7(株式会社中島董商店所在地)
職業又は事業の内容	株式会社中島董商店 取締役社長 キューピー株式会社 常務取締役 アヲハタ株式会社 取締役
連絡先	連絡者 キューピー株式会社 経営推進本部 経営企画部 連絡場所 東京都調布市仙川町二丁目5番地7 電話番号 03-5384-7782
公開買付者との関係	公開買付者の役員及び公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

氏名又は名称	中島 千晶
住所又は所在地	東京都調布市仙川町二丁目5番地7(株式会社中島董商店所在地)
職業又は事業の内容	株式会社中島董商店 監査役
連絡先	連絡者 キューピー株式会社 経営推進本部 経営企画部 連絡場所 東京都調布市仙川町二丁目5番地7 電話番号 03-5384-7782
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

氏名又は名称	野澤 栄一
住所又は所在地	広島県竹原市忠海中町一丁目1番25号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社中島董商店 取締役 アヲハタ株式会社 代表取締役社長 東北アヲハタ株式会社 取締役
連絡先	連絡者 キューピー株式会社 経営推進本部 経営企画部 連絡場所 東京都調布市仙川町二丁目5番地7 電話番号 03-5384-7782
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

氏名又は名称	田中 幸俊
住所又は所在地	山形県北村山郡大石田町大字鷹の巣484-1(東北アヲハタ株式会社所在地)
職業又は事業の内容	アヲハタ株式会社 監査役 東北アヲハタ株式会社 監査役
連絡先	連絡者 キューピー株式会社 経営推進本部 経営企画部 連絡場所 東京都調布市仙川町二丁目5番地7 電話番号 03-5384-7782
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

氏名又は名称	向井 芳郎
住所又は所在地	山形県北村山郡大石田町大字鷹の巣484-1（東北アヲハタ株式会社所在地）
職業又は事業の内容	東北アヲハタ株式会社 取締役
連絡先	連絡者 キューピー株式会社 経営推進本部 経営企画部 連絡場所 東京都調布市仙川町二丁目5番地7 電話番号 03-5384-7782
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

氏名又は名称	樽石 昭彦
住所又は所在地	山形県北村山郡大石田町大字鷹の巣484-1（東北アヲハタ株式会社所在地）
職業又は事業の内容	東北アヲハタ株式会社 取締役
連絡先	連絡者 キューピー株式会社 経営推進本部 経営企画部 連絡場所 東京都調布市仙川町二丁目5番地7 電話番号 03-5384-7782
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

氏名又は名称	高木 純理
住所又は所在地	中華人民共和国 浙江省杭州経済技術開発区16号大街5号
職業又は事業の内容	杭州丘比食品有限公司 董事
連絡先	連絡者 キューピー株式会社 経営推進本部 経営企画部 連絡場所 東京都調布市仙川町二丁目5番地7 電話番号 03-5384-7782
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

氏名又は名称	神田 憲樹
住所又は所在地	東京都調布市仙川町二丁目5番地7（株式会社中島董商店所在地）
職業又は事業の内容	株式会社中島董商店 取締役
連絡先	連絡者 キューピー株式会社 経営推進本部 経営企画部 連絡場所 東京都調布市仙川町二丁目5番地7 電話番号 03-5384-7782
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

氏名又は名称	松本 幸大
住所又は所在地	山形県北村山郡大石田町大字鷹の巣484-1（東北アヲハタ株式会社所在地）
職業又は事業の内容	東北アヲハタ株式会社 代表取締役社長
連絡先	連絡者 キューピー株式会社 経営推進本部 経営企画部 連絡場所 東京都調布市仙川町二丁目5番地7 電話番号 03-5384-7782
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

【所有株券等の数】
 株式会社中島董商店

(平成25年12月25日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	13,542 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	13,542	-	-
所有株券等の合計数	13,542	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

株式会社キューソー流通システム

(平成25年12月25日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	250 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	250	-	-
所有株券等の合計数	250	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

中島 周

(平成25年12月25日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	659 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	659	-	-
所有株券等の合計数	659	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

中島 千晶

(平成25年12月25日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	646 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	646	-	-
所有株券等の合計数	646	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

野澤 栄一

(平成25年12月25日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	87 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	87	-	-
所有株券等の合計数	87	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式(102株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数1個を含めております。

田中 幸俊

(平成25年12月25日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	77 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	77	-	-
所有株券等の合計数	77	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 田中幸俊は、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者株式29株(小数点以下切捨て)を保有していますが、議決権の数が1個に満たないため、上記の所有する株券等の数には含めておりません。

向井 芳郎

(平成25年12月25日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	36(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	36	-	-
所有株券等の合計数	36	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 向井芳郎は、小規模所有者に該当いたしますので、向井芳郎の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年12月25日現在)(個)(g)」に含めておりません。また、上記「所有する株券等の数」は、対象者の従業員持株会における持分に相当する対象者株式(3,612株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数36個に相当するものです。

樽石 昭彦

(平成25年12月25日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	25(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	25	-	-
所有株券等の合計数	25	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 樽石昭彦は、小規模所有者に該当いたしますので、樽石昭彦の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年12月25日現在)(個)(g)」に含めておりません。また、樽石昭彦は、対象者の従業員持株会における持分に相当する対象者株式37株(小数点以下切捨て)を保有しておりますが、議決権の数が1個に満たないため、上記の所有する株券等の数には含めておりません。

高木 純理

(平成25年12月25日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	16(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	16	-	-
所有株券等の合計数	16	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 高木純理は、小規模所有者に該当いたしますので、高木純理の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年12月25日現在)(個)(g)」に含めておりません。また、上記「所有する株券等の数」は、対象者の従業員持株会における持分に相当する対象者株式(1,667株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数16個に相当するものです。

神田 憲樹

(平成25年12月25日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	10(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	10	-	-
所有株券等の合計数	10	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 神田憲樹は、小規模所有者に該当いたしますので、神田憲樹の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年12月25日現在)(個)(g)」に含めておりません。

松本 幸大

(平成25年12月25日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	2	-	-
所有株券等の合計数	2	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 松本幸大は、小規模所有者に該当いたしますので、松本幸大の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年12月25日現在)(個)(g)」に含めておりません。また、上記「所有する株券等の数」は、対象者の従業員持株会における持分に相当する対象者株式(232株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数2個に相当するものです。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

当社は、本公開買付けにあたり、対象者株式1,354,262株(所有割合19.66%)を保有する対象者の筆頭株主である中島董商店(特別関係者)、対象者株式800,000株(所有割合11.62%)を保有する対象者の第三位株主であるユー商会、対象者の第八位株主であり、対象者株式65,942株(所有割合0.96%)を保有する中島周氏(特別関係者)、対象者の第十位株主であり、対象者株式64,000株(所有割合0.93%)を保有する中島千鶴氏及び対象者の第九位株主であり、対象者株式64,600株(所有割合0.94%)を保有する中島千晶氏(特別関係者)との間で平成25年12月24日付で本応募契約を締結し、その保有する株式のうち、1,360,000株(所有割合19.75%)を本公開買付けに応募する旨の合意をしております。本応募契約において、本応募予定株主との間で、応募についての特筆すべき前提条件は存在しません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

公開買付者と対象者は、平成25年12月24日、本会社分割に関する吸収分割契約書を締結しており、本会社分割の効力発生により、本会社分割の対価として当社が対象者株式1,192,000株(所有割合17.31%)の割当てを受けることを予定しています。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の取引

当社は、対象者との間で、製造委託基本契約を締結しており、中島董商店及び当社が所有する商標を付した商品の製造を委託し、対象者から商品を直接買い受けて、特約店等の第三者へ販売しております。なお、当社は、中島董商店との間で、中島董商店が所有する商標の使用許諾契約を締結しております。

(単位：百万円)

取引の概要	平成22年11月期 (第98期)	平成23年11月期 (第99期)	平成24年11月期 (第100期)
対象者からの商品買い受け	13,135	12,759	12,843

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の取引

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本会社分割によって分割対象事業の移管を受け、対象者において生産・販売が一体となった事業体制を構築することにより、対象者における意思決定の迅速化や独自の販売体制の推進、及び多様化する顧客ニーズや嗜好の変化を踏まえた迅速な商品開発が可能となり、更に、対象者が当社の連結子会社となることは、尽きる事のない合理化推進などの経営ノウハウのより積極的な相互活用及び国内外での両社の販路融合やフルーツ加工における連携強化につながり、これまで以上に当社の経営資源を活用することによる経営基盤強化につながるなどの結論に至ったことから、当社の提案は、対象者の今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであると判断し、平成25年12月24日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。また、対象者は、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーである山田FASから平成25年12月20日に提出された対象者株式価値評価報告書並びに当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである潮見坂綜合法律事務所から得た法的助言を慎重に検討した結果、当社から提案を受けた本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件は妥当であると判断しつつも、本公開買付け後も対象者株式の上場は維持される予定で、対象者の株主として本公開買付け後も対象者株式を所有することに十分な合理性が認められることに鑑み、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されるか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨の決議を行ったとのことです。但し、対象者取締役のうち、三宅峰三郎氏は当社代表取締役社長であり、中島周氏は当社常務取締役であることから、本公開買付けについて利益が相反するおそれがあるとして、対象者における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、両氏は当社との間で対象者取締役の立場として協議及び交渉をしておらず、また、上記の取締役会における審議及び決議には参加していないとのことです。また、対象者の社外監査役である石黒俊一郎氏は当社の社外監査役を兼務しているため、本公開買付けについて利益が相反するおそれがあるとして、上記の取締役会における議案の審議には参加していないとのことです。なお、上記の取締役会においては、三宅峰三郎氏及び中島周氏を除いた対象者の全ての取締役による全員一致で決議を行っており、また、石黒俊一郎氏を除いた対象者の全ての監査役が参加し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べたとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程及び本公開買付け実施後の経営方針

当社は、大正8年の当社創業以来、人が生きていくうえで欠かすことのできない「食」の分野を担う企業集団として、安全・安心を全ての基本に、おいしく健康な食生活に貢献し続けることを使命として事業を展開してきました。「キューピーグループは『おいしさ・やさしさ・ユニークさ』をもって、食生活に貢献いたします。」を経営理念に、現在では、マヨネーズ及びドレッシングを扱う「調味料事業」を中心に、「タマゴ事業」、「サラダ・惣菜事業」、「加工食品事業」、「ファインケミカル事業」、「物流システム事業」の6事業分野を展開しており、分割対象事業を含む加工食品事業においては、国内トップシェアを誇るジャムを始め、パスタソースなどの加工食品や育児食・医療食・介護食のヘルスケア商品を含め、全ての世代のお客様に「おいしさ」と「感動」をお届けする事業として展開しております。

また、当社は、平成25年度からの3年間を対象とする中期経営計画を策定（平成25年1月公表）し、グループ全体で挑戦する風土を醸成し、「国内での持続的成長」と「海外での飛躍的成長」を遂げるべく、「ユニークさの発揮と創造」を軸にした4つの経営方針（経営基盤の強化、国内でのイノベーション、海外への本格展開、将来への布石）にグループが連携して取り組み、企業価値の一層の向上に努めております。特に、加工食品事業においては、生産体制の最

適化やカテゴリーの精鋭化による収益基盤の再構築を行い、各カテゴリーの選択と集中によって商品開発や販路開拓を強化することで、早期の利益改善の実現に向けて取り組んでおります。

一方、対象者は、みかんの缶詰加工とオレンジマレードなどのジャム類の製造を目的として、昭和7年に創業しました。それ以来、対象者は、「缶詰技術を応用し、素材の新鮮さ、風味を生かした安全、安心な食品づくり」を使命とし、「最高の品質（美味しさ、健康）とお買い求めやすい価格」の追求に取り組んでまいりました。また、対象者は、平成25年度から3ヶ年中期経営計画に基づく年度方針として、「人材育成」、「国内事業の持続的成長」、「海外事業の着実な展開」、「品質視点経営」をテーマに掲げ、収益性及び経営効率の向上をめざした事業展開を進めております。

これまで両社は、当社が「アヲハタ」等の商標を付した商品の生産を対象者に委託し、対象者から商品を直接買い受け、特約店等の第三者へ販売することで、対象者が生産機能、当社が販売機能を担う体制を構築し、それぞれが各機能を高めることで売上及び利益の増大をめざしてまいりました。また、当社は、対象者から第三者割当ての方式による株式発行の割当てを受け、その後一部対象者株式を売却する等して、対象者株式が平成10年に広島証券取引所に上場（現在は東京証券取引所市場第二部に上場）される前の平成8年より現在の直接保有分の株式数を保有しています。その結果、対象者の株式の16.16%を保有（間接保有分を含んだ現時点での所有割合です。）し、対象者を持分法適用関連会社とすることによって、対象者の独立性を維持しつつ、上記事業における連携を図ってまいりました。

しかしながら、当社の加工食品事業及び対象者が属する業界においては、食品消費の節約志向、低価格志向が継続しており、また、顧客ニーズの多様化や嗜好の変化により、厳しい市場環境が続いております。加えて、円安及び原資材やエネルギー価格の高止まり等により、コスト上昇にも予断を許さない状況が続いております。

このような状況の中で、当社及び対象者は、平成25年8月頃より、両社の連携を深め、事業シナジーを創出し、企業価値のより一層の向上を図るために協議を進めてまいりました。

その結果、加工食品事業の「パン周り」、「パスタ周り」、「米周り」の3つのドメインの中で、対象者にて主に生産し、当社にて販売機能を担っているパン周りカテゴリーについて、分割対象事業を本会社分割によって対象者へ移管し、対象者において生産・販売が一体となった事業体制を構築することが、対象者における意思決定の迅速化や独自の販売体制の推進及び多様化する顧客ニーズや嗜好の変化を踏まえた迅速な商品開発を可能とし、ひいては当社の加工食品事業全体の市場競争力の向上につながるとの判断に至りました。更に、当社は、本公開買付けによる対象者株式の取得に加え、本会社分割により対象者株式を追加取得し、対象者を連結子会社化することが、尽きることのない合理化推進などの経営ノウハウのより積極的な相互活用及び国内外での両社の販路融合やフルーツ加工における技術の連携強化につながり、当社としては加工食品事業の強化及び収益性改善、対象者としてはこれまで以上に当社の経営資源を活用することによる経営基盤強化につながることで、両社の今後のさらなる成長・発展と企業価値向上に資するとの考えで一致いたしました。

今般の分割対象事業の対象者への移管及び対象者の連結子会社化は、当社の中期経営計画において加工食品事業のテーマである「事業の再構築を完遂させる」施策の一環であり、これによって消費者の皆様へ「おいしさ」と「感動」をお届けできる体制が強化できるなど、中期経営計画で掲げる「国内での持続的成長」を実現する上で、大きな意義があるものと捉えています。なお、具体的なシナジーとしては以下のメリットも期待されます。

ジャム類の生販一体化を推進することで、お客様のニーズを素早く商品化に結び付けます。

生販一体化することで、市場のニーズをいち早く商品開発につなぐことが可能となります。そしてジャムの市場からジャムを含めたより広い意味でのフルーツ加工品という市場へ領域の幅を拡大させ、新たな価値創出を行ってまいります。例えばフルーツソースやジュレ、そしてフルーツデザートなどの商品開発などを加速すると共に、専任の営業担当者による専門性や提案力を強化させていきます。

両社のもつ販売ルートを活用し、両社の価値を最大限に高めます。

当社は、レストランを始めとする外食市場に向けた調味料や加工食品の販売や、ベーカリーや菓子メーカー向けのタマゴ加工原料などの販売、またコンビニエンスストアや惣菜などの中食市場に向けた販売など、国内でのバランスの良い、幅広い販路に強みがあります。一方、対象者は、ヨーグルトなど乳製品に利用するフルーツ原料の製造業者向け販売に独自のルートを築いています。これらの販路をグループ全体でさらに活用していくことで、フルーツ加工品の販路拡大にもつながり、従って、国内成長していく余地は、まだまだ大きいものと考えています。

ジャムを含めたフルーツ加工品の東アジアでの展開も加速させていきます。

対象者は、中国にジャム製造会社を設立し稼働していますが、現在成長を続けるベーカリー、パン市場に対応するために、中国やASEANで定着しつつある当社の海外事業ノウハウや、そのインフラを活用することで、対象者の海外展開を加速できると考えています。

以上のような理由から、当社は、平成25年12月24日開催の取締役会にて、本公開買付けの成立を条件に分割対象事業を対象者に承継させる内容の本会社分割を実施することと共に、本公開買付けを実施することを決議いたしました。な

お、本会社分割については、当社及び対象者による平成25年12月24日付「キューピー株式会社の一部商品販売事業をアラハタ株式会社へ承継するための会社分割（簡易吸収分割）契約締結に関するお知らせ」及び後記「第5 対象者の状況」の「5 その他」をご参照ください。

本公開買付けの実施に加え、本会社分割の対価として当社が対象者株式1,192,000株（所有割合17.31%）の割当てを受けることを予定しているため、本会社分割の効力発生（平成26年12月1日予定）により、対象者は実質支配力基準により当社の連結子会社となる予定です。なお、本会社分割の上記割当株式数の決定に際し、当社は大和証券に、対象者は山田FASに、それぞれ割当株式数の算定を依頼しました。大和証券及び山田FASは、当該算定にあたり、対象者については本公開買付けにおける算定手法と同様の手法である市場株価法及びDCF法の各手法を用いています。当該算定の詳細については、当社及び対象者による平成25年12月24日付「キューピー株式会社の一部商品販売事業をアラハタ株式会社へ承継するための会社分割（簡易吸収分割）契約締結に関するお知らせ」をご参照ください。

なお、当社は現状、本公開買付け実施後も、対象者の継続的な成長を実現するために現在の経営陣及び従業員の皆様には、引き続き事業経営の中核として事業の発展に尽力していただきたいと考えております。また、現時点では、役員構成等のガバナンス体制の変更等は考えておりません。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

（1）【損益の状況】

決算年月			
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益（当期純損失）	-	-	-

（2）【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	株式会社東京証券取引所 市場第二部						
月別	平成25年6月	平成25年7月	平成25年8月	平成25年9月	平成25年10月	平成25年11月	平成25年12月
最高株価(円)	1,480	1,499	1,580	1,729	1,735	1,575	1,509
最低株価(円)	1,413	1,455	1,475	1,502	1,571	1,500	1,452

(注) 平成25年12月については、12月24日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数(単元)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2)【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計	-	-	-	-

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第63期（自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日） 平成24年1月30日中国財務局長に提出

事業年度 第64期（自 平成23年11月1日 至 平成24年10月31日） 平成25年1月30日中国財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第65期第3四半期（自 平成25年5月1日 至 平成25年7月31日） 平成25年9月12日中国財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

アヲハタ株式会社

（広島県竹原市忠海中町一丁目1番25号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

5【その他】

(1) 決算短信の公表

対象者は、平成25年12月10日に「平成25年10月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」を、以下のとおり公表しております。なお、以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照下さい。

損益の状況（連結）

（単位：百万円）

会計期間	平成25年10月期
売上高	18,697
売上原価	16,107
販売費及び一般管理費	2,051
営業外収益	47
営業外費用	25
当期純利益	365

1株当たりの状況（連結）

（単位：円）

会計期間	平成25年10月期
1株当たり当期純利益	53.02
1株当たり配当額	15

(2) 本会社分割の実施の決定

対象者は、平成25年12月24日開催の取締役会にて、本公開買付けの成立を条件に当社が保有する分割対象事業を対象者に承継させる内容の本会社分割を実施することを決議し、当社との間で本会社分割に関する吸収分割契約書を締結しました。本会社分割の概要は以下のとおりです。詳細につきましては、当社及び対象者による平成25年12月24日付「キューピー株式会社の一部商品販売事業をアヲハタ株式会社へ承継するための会社分割（簡易吸収分割）契約締結に関するお知らせ」をご参照ください。

本会社分割の日程

対象者及び公開買付者の取締役会決議日	平成25年12月24日（火曜日）
吸収分割契約締結日	平成25年12月24日（火曜日）
吸収分割の効力発生日	平成26年12月1日（月曜日）（予定）

（注1） 分割会社である公開買付者においては会社法第784条第3項に定める簡易吸収分割の規定に基づき、承継会社である対象者においては会社法第796条第3項に定める簡易吸収分割の規定に基づき、両社とも株主総会の承認を得ずに本会社分割を行う予定です。

（注2） 本会社分割の効力発生日は、公開買付者及び対象者の合意により変更される場合があります。

（注3） 本会社分割の効力発生は、本公開買付けの成立を条件とします。

本会社分割の方式

公開買付者を分割会社とし、対象者を承継会社とする吸収分割とします。

本会社分割に係る割当ての内容

対象者は、分割対象事業の対価として、公開買付者に対して対象者の普通新株式1,192,000株を割当て交付します。なお、上記割当株式数は、算定の前提となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、公開買付者及び対象者で協議の上、変更することがあります。

本会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

公開買付者は新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

本会社分割により増減する資本金

公開買付者及び対象者において、本会社分割による資本金の増減はありません。

承継会社が承継する権利義務

吸収分割承継会社である対象者は、効力発生日において、吸収分割会社である公開買付者との間で締結した吸収分割契約に基づき、分割対象事業を遂行する上で必要と判断される資産、契約その他の権利義務を承継します。本会社分割において対象者は雇用契約を承継しませんが、効力発生日以降、公開買付者から分割対象事業に従事する従業員の出向を受け入れる予定です。

債務履行の見込み

公開買付者及び対象者は、本会社分割の効力発生日以降に弁済期が到来するそれぞれの債務につき、履行の見込みがあると判断しています。